

平成 28 年 度
事 業 計 画 書

社会福祉法人 亀望会

はじめに

国は「地域包括ケアシステム」の推進および、介護保険制度の持続可能性の確保のため、大きく法改正を行おうと進めています。医療と介護の連携の強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の制度化、生活支援の基盤整備、介護予防の効果的な取り組みの推進などが盛り込まれています。このような背景において当法人は、社会医療法人きつこう会と連携を深め積極的に情報収集を行い「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいきます。

また、現在、社会福祉法人のあり方が問われているなか、平成29年4月には、法人役員体制の大幅な変更、社会福祉法人に対する地域貢献活動の義務化を主な内容とした社会福祉法の改正が予定され、その準備期間としての1年という位置づけの年となっています。

社会福祉法人として人権の尊重とコンプライアンスを意識し、安定した運営を図ると共に、社会福祉法人の使命である地域貢献を積極的に行っていきたいと考えています。

また、昨今深刻な介護人材不足が叫ばれているなか、職員の定着を図るため、職場環境の改善に取り組み、質の高い職員育成に力をいれ、新入職員の確保にもつなげていきます。幅広い視点で物事を捉え、より質の高いサービスの提供をめざしていきたくと考えています。

さらに、政府が押し進めている「一億総活躍社会」「介護離職ゼロ」の方針に沿った形で今後の事業展開の方向性も検討していきます。

平成28年度は、平成26年度を初年度とする「3年後のビジョン」の最後の年であることから『利用者、家族、地域社会や職員から満足されるよう法人として価値を高め、地域包括ケアの推進に寄与する。』をかかげ、そのビジョン達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

「3年後のビジョン」を達成するため、「地域貢献の視点」「顧客の視点」「財務の視点」「業務プロセスの視点」「人財育成の視点」で以下のとおり目標設定することとしました。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 地域貢献の視点 | <u>西区の地域包括ケアの担い手</u> としての役割を果たす。 |
| (2) 顧客の視点 | <u>科学的根拠に基づいたケア方針を確立し、実践に移す</u> 。 |
| (3) 財務の視点 | <u>人的資源と物的資源との有効な活用</u> に努め、計画通り実行する。 |
| (4) 業務プロセスの視点 | <u>職員の負担軽減</u> を図りながら <u>効率的に業務遂行</u> できる体制を構築する。 |
| (5) 人財育成の視点 | <u>専門職として自覚と責任のある人財</u> を育成する。 |

平成28年度は法人としてそれぞれの視点について以下のとおり取り組みます。

(1) 地域貢献の視点

- ・西区地域包括支援センター総合相談窓口として更なるセンターとの連携を図り、花乃井地域サービスステーションの活動を活性化し、存在感を示します。
- ・施設運営のノウハウを地域社会へ還元すべく、認知症対応について既存事業の強化および地域ニーズに合わせた事業展開への準備を行います。
- ・各事業において、ボランティア、大阪市が推進している介護予防ポイント事業、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業などの活動場所の提供を行い、開かれた法人運営と社会貢献を果たします。
- ・地域ニーズを踏まえ地域貢献できる活動を地域貢献委員会にて検討し、ひとつ一つ実施します。

(2) 顧客の視点

- ・亀望会ケアプロ制度導入による介護職員の資質向上により、サービスの質の向上を図ります。
- ・平成26年度に引き続きケアのあり方検討委員会によって検討されたケア方針に基づき、具体的な取り組みと評価を行い、ケア方針の確立を目指します。
- ・各事業の満足度調査を行い、具体的な取り組みにより利用者や利用者家族の満足度を高めます。
- ・職員が働きやすい職場づくりへ具体的に取り組み、介護職員の離職を防いでいきます。

(3) 財務の視点

- ・長期修繕及び資金積立について長期的な計画の立案により安定した経営ができるよう財務体質の改善を目指します。
- ・平成26年度に引き続き、各事業において職員一人ひとりがコスト意識を持てるよう取り組みます。

(4) 業務プロセスの視点

- ・職員の腰痛予防に対して腰痛予防委員会において検討し、介護機器などの導入に取り組みます。
- ・効率的に業務遂行できるよう業務改善委員会を中心に更なる業務改善へ計画的に取り組みます。
- ・業務の効率化、利用者情報の共有化のため、パソコンシステムを中心としたIT化を更に推進します。

(5) 人材育成の視点

- ・職員の資質向上、職員のモチベーションを高めていくよう法人で作成した『キャリア方針書』を基礎とし、人事考課制度も踏まえ、法人本部に設置した人材育成推進室の下で着実に人材育成計画、職場研修計画を推進します。

また、各事業においてはこの「3年後のビジョン」を達成するため、平成28年度の1年間で行うことを中心に事業計画に盛り込みました。

1 特別養護老人ホーム部門（ショートステイ事業・診療所事業含）

基本方針

住み慣れた地域で、なじみの人々とふれあい、自分らしく生活できる施設を目指して、「科学的根拠に基づいた介護の実践と個別ケアの充実」を目標として、個別のニーズに応じた関わりを深めることができるよう取り組んでいきます。

<特別養護老人ホーム事業（介護保険法上：介護老人福祉施設）>

（1）地域貢献の視点

- ・地域の皆様の憩いの場所として定着してきた「こすもすカフェ」（第二火曜日）とともに定着しはじめた「モーニング」を今年度より第一・第三木曜日に固定することで、更に多くの方々にご利用していただけるよう努めます。
- ・地域のボランティア活動の拠点としての機能を果たすため、多方面からボランティアを受け入れることができる体制を整えます。
- ・地域の幼稚園や保育所へ職員が出掛け福祉講座を開き、福祉をより身近なものとして理解していただけるよう啓発活動を行います。また、園児を招き、世代間交流を図ります。

（2）顧客の視点

- ・昨年度同様、認知症や入浴、排泄、食事等に関する「ケアのあり方検討委員会」を開催し、科学的根拠に基づくケア方針の確立と実施にてご本人にあった個別的ケアに取り組んでいきます。
- ・挨拶や言葉遣い、態度などに関する指導を重ね、適切な対応ができるよう接遇面の向上に努めます。
- ・施設で最期までその人らしく、よりよく生きていただけるよう医師・看護師・相談員・介護職員の連携のもと、質の高いターミナルケア（看取り）を行います。
- ・咀嚼や嚥下などの口腔機能を維持し、誤嚥性肺炎を予防するために、適切な口腔ケアを行います。

（3）財務の視点

- ・退所や入院により、空きベッドが出た場合、速やかに対応することで目標の稼働率達成に努めます。
- ・介護職員の日々の観察にて、体調不良など入所者の早期発見に努め、速やかに看護師に連絡し、医師の指示による医療機関への受診など、密な連携をとることで安心して過ごしていただくと同時に、空きベッドも減らしていきます。
- ・職員一人ひとりがコスト意識をもって業務遂行を行っていく取り組みとして、節電や節水、排泄方法や物品の見直しを定期的に行い、排泄用品の削減などを行います。

（4）業務プロセスの視点

- ・「腰痛予防委員会」で検討された介護機器の導入で、重度化した現場に対する職員の負担軽減を行い、効率的に業務が遂行できる体制を構築します。
- ・「業務検討委員会」や「入浴検討委員会」を設置し、業務の流れや個浴による入浴の検討を図り、適正な人員配置を検討していきます。
- ・パソコンをさらに有効活用した他職種間での情報の共有と分析を行い、既存業務の効率化を進めます。

(5) 人財育成の視点

・職員一人ひとりにあつた個別研修計画や新任職員に対するフォローアップ強化を図るなど、職員研修を充実させてスキルアップ及びモチベーションアップに繋げていくことで、離職を防ぎます。また、介護を実践していく中で自己実現が出来るような仕組みを構築していきます。

<ショートステイ事業（介護保険法上：短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）>

- ・高齢者世帯による介護負担軽減、独居生活者や高齢者虐待による緊急ショートの受け入れなどを積極的に行っていきます。
- ・西区を中心に短期間で多くの方々にご利用していただくことで、地域の皆様に喜んでいただくとともに、入院による空きベッドも利用し、稼働率アップに繋げていきます。
- ・ケアマネジャーとの連携を密にし、情報を共有化することでご家族様に安心してご利用していただけるサービスを目指します。

<診療所（医療法）>

- ・本年度も引き続き入所者の診療業務ならびに健康管理、職員の健康管理を行います。

2 地域支援部

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』の一端を担うため、地域支援部においては医療と介護の連携強化、地域との連携強化を図ります。また、地域住民と接する機会を積極的に確保することで地域に根ざした信頼される事業所を目指します。

各事業の業務改善や研修の拡充によりサービスの質の向上及びモチベーション向上に取り組み、地域に貢献できる質の高い事業所としての価値を高めます。

<デイサービス事業（介護保険法上：通所介護）>

開設日数326日で年間延利用者数の目標を9,139名とします。

地域ニーズ及び介護保険制度改定に合わせた事業を展開し、利用者及び関係者にとって最適な環境を提供できるように努めます。また、家族を含め地域の関連機関との連携や自立支援に向けた取り組みを強化することにより、各々の利用者の生活の質を上げることができるようサービスを提供していきます。

1 年度スローガンを『できることが増えるサービスの提供』とします。

2 運営目標として具体的に以下の取り組みを行います。

(1) 地域貢献の視点

- ・地域の活動の場への積極的な参加に加え、通所サービス事業者連絡会の運営に携わり窓口職員の認知度向上を図ります。
- ・困難な事例については、地域の課題として多機関と一緒に取り組みます。
- ・介護予防ポイント制度など様々な形態でボランティアが活躍できる環境をつくり、地域住民の要介護度悪化の予防を支援します。

- (2) 顧客の視点
 - ・高齢者に関わる医療や認知症をはじめとした介護に関する知識及び技術の習得と実践を行い、利用者及び家族の信頼を得ることができるよう取り組みます。
 - ・生活機能に重点化した計画書の作成とサービスの提供を実践します。
 - (3) 財務の視点
 - ・収入の面では目標稼働率を維持することで収入を安定させていきます。
 - ・支出の面では業務改善と効率化を常に行い、ヒト・モノについて前年より低コストを実現していきます。
 - (4) 業務プロセスの視点
 - ・ITを更に活用することで、活用しやすいマニュアルや手順書を作成し業務改善に活かします。
 - ・ヒヤリハット体験を積み重ね、重大事故の発生を予防します。
 - (5) 人材育成の視点
 - ・介護職員、看護職員及び窓口担当職員の専門性を向上することができるように計画的に育成していきます。
- 3 年間行事計画 4月：お花見 8月：夏祭り(盆踊り週間) 9月：敬老祝賀会
 12月：年末ビンゴ大会 1月：初詣
 その他：毎月誕生会

<認知症デイサービス事業(介護保険法上：認知症対応型通所介護)>

開設日数259日で年間延利用者数の目標を1,465名とします。

西中学校区内(九条南・九条北・九条東・千代崎)において、今後、急速に増加していく認知症の方と介護する家族、地域住民、関連機関の方々が気兼ねなく立ち寄ることができ、相談し、お手伝いし、サービスを利用したりすることができる居場所をつくります。

- 1 年度スローガンを『地域一番の認知症デイサービスへ』とします。
- 2 運営目標として具体的に以下の取り組みを行います。
 - (1) 地域貢献の視点
 - ・九条南連合を中心とした地域の行事等に積極的に参加し、事業所及び職員の認知度向上を図ります。
 - ・認知症カフェ(オレンジカフェ)を定期的に開催し、認知症の予防・学び・交流の機会提供の機能を地域に展開していきます。
 - ・地域住民に対し、もの忘れなどの不安が解消することができるように、定期的に講座を開催し、積極的に啓発活動を行います。
 - ・運営推進会議を定期開催することで、地域ニーズの把握と関係強化を図ります。
 - (2) 顧客の視点
 - ・対象地域のニーズには積極的に関わり、支援する体制を構築していきます。
 - ・認知症の方への良質なケアの提供と、介護する家族についての支援を行うことで、生活の質の改善を目指します。
 - (3) 財務の視点
 - ・介護支援専門員、医療機関に対し定期的に広報活動を行うことで顔の見える関係を構築すると共に、事業所の質の向上を図ることで利用者を獲得します。
 - ・計画の通り目標稼働率を達成し、安定した運営体制をつくります。

・ボランティアなどの社会資源を有効活用することで利用者を見守る目を増やします。

(4) 業務プロセスの視点

・集中した認知症ケアの実践で得た知識及び技術・経験を法人内へ還元します。

(5) 人財育成の視点

・専門職であることと地域支援の担い手となる人財をつくります。

- 3 年間行事計画 4月：お花見 5月：菖蒲湯 7月：七夕
8月：夏祭り（地域） 9月：敬老会 11月：外出ランチ
12月：ゆず湯・もちつき 1月：初詣
その他：毎月誕生日会、保育所等との交流

<在宅介護支援センター(老人福祉法上：老人介護支援センター・介護保険法上：居宅介護支援)>

年度スローガンを『手をひろげささえよう、今の暮らし!』とし、以下の2事業に取り組んでいきます。

1 在宅介護支援センター事業

(1) 「西区地域包括支援センター」の総合相談窓口として花乃井地域を中心に地域福祉の担い手となる事業として業務委託契約書に基づき、以下の委託業務を行います。

・実態把握業務、総合相談業務、介護予防関係業務、権利擁護業務、介護予防関係業務を行います。

・さらに地域におけるネットワーク構築補助業務、地域ケア会議への参画、見守り相談室との連携・協力も行います。

(2) 大阪市の指針（総合相談窓口事業実施規準）に沿い適切な運営を行うために以下の取り組みを行います。

①地域貢献の視点：地域住民に対し、相談会や講習会を積極的に行います

②顧客の視点：公正・中立性を確保します。

大阪市個人情報保護条例を遵守します。

成年後見制度などの活用により利用者の権利を守ります。

③財務の視点：委託費を最大限に活用し、センターの資質向上に努めます

④業務プロセスの視点：総合相談窓口システム活用により業務効率の向上を図ります。

⑤人財育成の視点：国の動向を踏まえ地域包括ケアシステムについて各種研修、相談援助技術向上を目的とした各種研修に積極的に参加します。

2 居宅介護支援事業

(1) 居宅介護支援事業所として以下の業務を行います。

・要介護認定申請代行を行います。

・居宅介護支援業務、居宅サービス計画（ケアプラン）の策定および再評価を行います。

・介護予防支援業務（地域包括支援センターからの委託業務）、介護予防サービス計画（ケアプラン）原案作成および再評価を行います。

(2) 運営目標として以下の取り組みを行います。

①地域貢献の視点

特定事業所加算Ⅱの体制を維持し、地域包括ケアの担い手として地域に信頼される事業所を目指します。また、認知症サポーター講座を定期に開催し、オレンジカフェ開催など認知症になっても安心して暮らせる街づくりに貢献します。

②顧客の視点

その人らしい生活の実現に向け、質の高いケアプランの立案に加え、接遇マナーの向上により利用者満足度を高めていきます。

③財務の視点

地域包括支援センター、行政機関、主治医、サービス提供事業者との連携を強化し、利用者確保に努めます。また、医療連携加算や退院退所加算を確実に算定します。さらに、主治医や訪問看護などの医療系サービスを積極的にケアプランに反映させること安定した在宅生活の実現を目指します。

④業務プロセスの視点

福祉見聞録及び表計算ソフトなどを活用し、業務の効率化を図ります。

⑤人材育成の視点

年間を通し計画的に研修に参加し、情報共有を行います。また、定期的に事業所内や多根総合病院居宅介護支援事業所などと合同で事例検討会を行うこと、主任介護支援専門員によるスーパービジョン機能強化により専門職としてのチーム力向上を図ります。

(3) 新規の利用者獲得に向けて、以下の取り組みを行います。

①上記運営目標の取り組みによるサービスの質の向上を図ります。

②西区地域包括支援センター及び近隣の医療機関、介護事業所との連携強化を図ります。

③コスモスカフェやオレンジカフェを開催することで地域住民と顔の見える関係を構築します。

④ホームページ、広報ツールの強化を図り、情報発信能力を高めます。

(4) 総合生活相談員を配置し、大阪府社会福祉協議会の社会貢献支援員と連携しながら大阪しあわせネットワーク事業（社会貢献事業）を実施する。

<ホームヘルプサービス事業（介護保険上：訪問介護）>

開設日数259日で年間派遣時間の目標を計3,319時間とします。

西区において、小さなニーズにも柔軟に応えることができる事業所づくりに努めます。

また、本人、関係者、地域住民、関係機関と包括的にケアを考えることができるネットワークを構築するとともにサービス提供にあたる職員の専門性を高めていきます。

1 年度スローガンを『つながる・つなげる介護』とします。

2 運営目標として具体的に以下の取り組みを行います。

(1) 地域貢献の視点

・他サービス事業者との関係を深め、事業者間の連携強化に努めます。

・地域の行事に積極的に参加し、認知症の啓発活動を積極的に行うことで窓口担当者の認知度の向上を図ります。

+ (2) 顧客の視点

- ・高齢者に関わる医療や認知症をはじめとした介護に関する知識及び技術の習得と実践を行い、利用者、家族の信頼を得ることができるよう取り組みます。

(3) 財務の視点

- ・地域のニーズに対し、積極的にサービスを受け入れ、提供します。
- ・今後の制度改革の影響を小さくすることができるよう時代の動向を常にキャッチし、ビジョン作成につなげます。

(4) 業務プロセスの視点

- ・サービス提供責任者を中心にP D C A サイクルを実現させます。

(5) 人財育成の視点

- ・職員が互いに専門性を高めることができるチームづくりに取り組みます。

<中央区北部地域包括支援センター(介護保険法上:地域包括支援センター・介護予防支援)>
年度スローガンを『住民主体の地域づくりを支える』とし、以下の2事業に取り組んでいきます。

1 包括的支援事業

- (1) 中央区北部地域を中心に地域包括ケアの要として以下の大阪市委託事業を行います。
- ・『総合相談・支援事業』『権利擁護事業』『包括的・継続的ケアマネジメント支援事業』『介護予防ケアマネジメント事業(任意事業)』

2 介護予防支援事業

- (1) 中央区北部地域の指定介護予防支援事業所として要支援者のケアマネジメントを実施します。

3 センターの運営目標として、「地域包括支援センター事業実施基準」におけるすべての評価項目を満たし、かつ「重点評価事業における応用評価基準」についても15点を獲得できるよう、具体的に以下の取り組みを行います。

(1) 地域貢献の視点

- ・地域包括ケアの担い手として多職種連携を進め、そのネットワークを拡充することで地域に貢献します。
- ・サービス事業者や地域住民、また中央区に拠点をおく企業に対して、積極的に出前相談や研修会を行います。
- ・地域ケア会議から見えてきた課題に添った取り組みを行うことで地域課題解決に努めます。課題の検討においては地域住民とともに考えることにも重点を置き、取組みを進めていきます。

(2) 顧客の視点

- ・地域における様々な資源をネットワーク化し有効活用するだけでなく、地域ニーズ把握とそれに合った社会資源開発に努めます。
- ・個人情報保護、公正中立を確保します。
- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度などを活用し高齢者の権利を擁護します。

(3) 財務の視点

- ・OA機器の特性を活用し、コスト削減を図ります。
- ・介護予防支援事業における目標値を設定し、達成に努めます。
- ・委託費を計画的に活用し、地域に還元します。

- (4) 業務プロセスの視点
 - ・地域包括支援センター運営システムを活用し、効率化を図ります。
 - ・随時、業務マニュアルの見直しを図り、より良い業務プロセスを構築します。
- (5) 人材育成の視点
 - ・積極的に研修に参加し、個々の専門性を高めます。
 - ・伝達研修を行い、チームの能力向上、質の統一を図ります。

3 ケアハウス事業（老人福祉法）

基本方針

入所者一人ひとりが出来る限り長く住み慣れた施設で暮らし、自分らしい生活が継続できるよう、個別ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

また、きつこう会、亀望会各事業との連携により安心して暮らせる支援にも取り組みます。

- (1) 地域貢献の視点
 - ・ケアハウスの認知度を上げられるように、積極的に地域行事への参加を進めるとともに、地域の方の参加を呼び掛けられる行事を増やします。
 - ・入所問い合わせのあった方へ丁寧でスムーズな対応に努め、高齢者のニーズの把握につなげ、地域の中で相談機能を生かせるように取り組みます。
 - ・災害時拠点施設となることによる準備と整備を進めます。
- (2) 顧客の視点
 - ・出来るだけ長く施設生活を継続できるように、介護予防につながる取り組みを増やす事と相談機能の強化に取り組みます。
多くの方より相談がある医療面に関して相談にのれるように、地域の医療機関のとりまとめや医療知識の向上に努めていきます。
 - ・入所者の重度化への対応の具体的な検討と実施を行います。
- (3) 財務の視点
 - ・空室が続かないように、待機者の確保のため他事業所との良好な関係作りと、退去時を的確に把握するために入所者・家族との関わりが増えるように取り組みます。
 - ・老朽化した設備を、計画に基づいて修繕して行きます。
- (4) 業務プロセスの視点
 - ・効果的、効率的業務遂行のため、業務の見直しを図ります。
 - ・アセスメントシートを活用しながら、状態の変化に素早く気づき、適切なアプローチが出来るように取り組みます。
- (5) 人材育成の視点
 - ・個人の課題に合わせた計画的な外部研修の参加により職員の知識向上をすすめ、研修報告の工夫によりサービスに活かせるように取り組みます。
 - ・職員間の報告・連絡・相談が増えるように工夫をしていきます。